

令和3年度 松戸市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末給水戸数	39,880 戸
(2) 年間総給水量	7,756,000 m ³
(3) 一日平均給水量	21,249 m ³
(4) 主要な建設改良事業 施設改良費	540,818 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 水道事業収益		1,690,361 千円
第1項 営業収益		1,387,137 千円
第2項 営業外収益		303,223 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支 出	
第1款 水道事業費用		1,625,129 千円
第1項 営業費用		1,541,022 千円
第2項 営業外費用		74,106 千円
第3項 特別損失		1 千円
第4項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 723,884千円は、過年度分損益勘定留保資金 679,624千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 44,260千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	24,117千円
第1項 負担金	24,117千円

支 出	
第1款 資本的支出	748,001千円
第1項 建設改良費	543,109千円
第2項 企業債償還金	199,892千円
第3項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
松戸市上下水道 料金徴収等業務委託	令和3年度から 令和8年度まで	661,186千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	223,956 千円
(2) 交 際 費	90 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、17,507千円と定める。

令和3年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健次